

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 6 期 第 3 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 8 年 8 月 3 1 日)

○開催日時 令和 8 年 8 月 3 1 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について |

○出席委員（24名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

2番	大	内	敏	光	4番	今	井	桃	太
6番	日	野	裕	一	7番	高	橋	い	つ
8番	木	幡		誠	9番	菅	野		龍
10番	松	木	吉	孝	11番	猿	谷	忠	義
12番	石	田	昌	樹	13番	竹	花	智	子
14番	加	藤	祐	介	15番	岡	崎	知	暢
16番	羽	石	健	一	17番	芳	賀		均
18番	岸	本	正	明	19番	佐々木			實
20番	坂	野下	貴	志	21番	石	森	裕	治
22番	小	野		墨	23番	豊	島	千	秋
24番	阿	部		浩	25番	伊	藤	一	吉

○欠席委員（3名）

1番	畠	山	友	子	3番	鹿	野	亮	平
5番	目	黒	英	夫					

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	福	原	義	人
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	沼	倉	正	広
農地調整担当	主事	後	藤	良	介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

4番	今	井	桃太郎	6番	日	野	裕	一
----	---	---	-----	----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年8月31日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席 4 番 今 井 桃太郎

議席 6 番 日 野 裕 一

◎開会宣言

○事務局（福原事務局長）

それでは、第3回総会を始める前に、別海町農業委員会会議規則第3条に基づいて、私から1点報告がございます。

令和8年8月7日付け「別海町農業委員会第3回総会の開催について」で通知し、令和8年8月19日付けで別海町農業委員会告示第9号において公示しておりました内容で、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ですが、令和8年8月25日付けで、書類の不備が判明したため、本総会への上程前であることから、本日の審議から除外することを報告いたします。

なお、現在、申請者に対して、書類の補正を連絡しているところで、次回以降の総会において、御審議いただく予定であることを申し添えます。

以上で、事務局からの報告を終わります。

それでは、ただいまから、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告6件、議案6件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第3回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は24名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては1番畠山委員、3番鹿野委員、5番目黒委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。4番今井委員、6番日野委員。以上2名を指名しますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第1号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和8年6月18日開催の第37回農業委員会総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和8年7月17日としております。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第1号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第1号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和7年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和8年8月18日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇

〇〇。火山灰計画高、〇〇〇^{m³}に対し、出来高、〇〇〇^{m³}。事業完了年月日、令和8年7月8日。

第2号、申請者、同上。土地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。砂計画高、〇〇〇^{m³}に対し、出来高、〇〇〇^{m³}。事業完了年月日、令和8年7月9日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。

ここで、調査に当たられた委員の説明を求めます。

なお、報告第2号につきましては、〇番〇〇委員が関係する案件となりますので、報告第2号につきまして、〇番〇〇委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは、調整に当たられた委員の説明を求めます。

1号と2号につきまして、18番岸本委員お願いします。

○18番 岸本委員

はい、説明いたします。1号2号につきましては、8月18日に畠山委員、日野委員、事務局とともに現地を確認してまいりました。申請地はきれいに整地されており、良好と判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。

ここで、報告第2号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第2号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報

告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は17件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしていることを確認しています。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第3号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（沼倉主任）

報告第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和8年7月31日開催の第2回農業委員会総会で決定した農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、農地売買等事業の貸付けタイプによる公社売渡しの係る所有権の移転が11件、公社買入れに係る所有権の移転が7件となっており、要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。認可年月日は、所有権の移転の1号から11号が令和8年8月6日、12号から18号が令和8年8月10日と

なっています。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第4号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第4号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（沼倉主任）

報告第5号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の（7）に基づく審査に係る意見が求められ、令和8年7月14日及び令和8年7月30日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は9件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。なお、今回は、全て再認定の区分となっております。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、報告第5号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（沼倉主任）

報告第6号、青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について。令和8年7月30日に別海町農業金融制度総合推進会議から青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対して意見が求められ、令和8年8月5日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は1件でございます。北海道認定就農者総合融資制度取扱要領に照らし、適切であると確認しましたので、意見なしとしています。経営改善資金計画の概要については、記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第6号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、報告第6号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに

決定します。

◎日程第 7 議案第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 7 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（沼倉主任）

議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第 18 条第 6 項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第 1 項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。

本案は 1 件となっております。なお、貸人と借人の双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡し時期の 6 か月以内に合意解約が成立しております。それでは議案の朗読をさせていただきます。

第 1 号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和 7 年 10 月 31 日から令和 10 年 10 月 30 日まで。合意解約成立の日、令和 8 年 7 月 8 日。土地の引渡しの時期、令和 8 年 7 月 8 日。

以上で議案第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

ここで、議案第 1 号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第 1 号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第 1 号につきまして、原案どおり知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第 8 議案第 2 号

○議長（信夫会長）

日程第 8 議案第 2 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（沼倉主任）

議案第 2 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は 5 件となっています。それでは、議案を朗読させていただきます。

1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、第 1 号、あっせんの申出者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。申出のあった日、令和 8 年 8 月 10 日。

第 2 号から第 5 号まで、申出のあった日は令和 8 年 8 月 10 日であることをこの場で説明し、朗読を省略いたします。

第 2 号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。

第 3 号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。

第 4 号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。

第 5 号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。

2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲等について所有者と農地中間管理機構を含めた利用調整において意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地中間管理機構が当該農用地に係る権利を取得できず、地域計画の達成に資するような利用権の設定等ができなくなるおそれがある。

3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められる。

以上で議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 2 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、買入れ協議の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 2 号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、議案第2号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第2号につきまして原案どおり要請することに決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで、調査に当たられた委員の説明を求めます。議案第3号につきましては、6番日野委員をお願いします。

○6番 日野委員

はい、御説明します。1号につきましては、〇〇〇〇から〇〇〇〇が農地を買受けるものです。航空写真により現地を確認し、農地を効率的に利用できるかと判断しております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして、

質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、議案第3号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということで、議案第3号につきまして、原案どおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長(信夫会長)

日程第10 議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(沼倉主任)

議案第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は、公社農地売買等事業の貸付けタイプによる公社売渡しに係る所有権の移転が8件、公社買入れに係る所有権の移転が4件、即売りタイプを活用した所有権の移転が10件、農地中間管理事業に係る利用権の設定が12件となっております。

なお、所有権の移転の内容につきましては、対価、対価の支払い期限のみを朗読し、所有権の移転時期については全て公告日となっていること、当事者間の法律関係は、売買となっていることをこの場で説明し、朗読を省略させていただきます。

それでは、議案の朗読をさせていただきます。

1 所有権の移転。第1号、所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年9月30日。

第2号から第8号まで所有権の移転をする者は、北海道農業公社であることをこの場で説明し、朗読を省略いたします。

また、以降「所有権の移転をする者」などの見出しは、読み上げを省略し、

左から順に各号の内容のみ朗読します。

第2号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第3号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第4号、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第5号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年10月30日。

第6号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第7号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第8号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第9号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長小田原輝和。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年11月13日。岸本委員、羽石委員。

第10号から第12号まで所有権の移転を受ける者は、北海道農業公社であることをこの場で説明し、朗読を省略いたします。

第10号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。大内委員、佐々木委員。

第11号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。大内委員、佐々木委員。

第12号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。佐々木委員、大内委員。

第13号から第22号までの案件につきましては、農地売買等事業の即売りタイプとなり、公社を経由する促進計画を作成することから、複数に分かれた議案となっていますが、関連がありますので、まとめて説明いたします。

なお、対価の支払い期限は、出し手が、令和8年11月20日、受け手が、令和8年11月5日となっていることをこの場で説明し、以降は朗読を省略させていただきます。

第13号及び第14号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。大内委員、佐々木委員。

第15号及び第16号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。石田委員、菅野委員。

第17号及び第18号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。石田委員、菅野委員。

第19号及び第20号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。

〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。石田委員、菅野委員。

第21号及び第22号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。石田委員、菅野委員。

続いて、2 利用権の設定になります。

なお、設定する利用権につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。また、当事者間の法律関係は、全て賃貸借となっていますので、この場での説明とさせていただきます、以降の朗読を省略させていただきます。

また、1号から12号は、農地中間管理事業により、北海道農業公社を介しているため、2件まとめた形で説明いたします。

第1号及び第2号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和8年10月1日。終期、令和18年9月30日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、竹花委員、木幡委員。

以降、「利用権の設定をする者」などの見出しは、読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

第3号及び第4号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年10月1日。終期、令和13年9月30日。借賃、年間〇〇〇円。大内委員、佐々木委員。

第5号及び第6号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年9月26日。終期、令和9年9月25日。借賃、年間〇〇〇円。石田委員、菅野委員。

第7号及び第8号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年9月26日。終期、令和9年9月25日。借賃、年間〇〇〇円。石田委員、菅野委員。

第9号及び第10号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年9月26日。終期、令和9年9月25日。借賃、年間〇〇〇円。石田委員、菅野委員。

第11号及び第12号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年10月1日。終期、令和18年9月30日。借賃、年間〇〇〇円。菅野委員、石田委員。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から8号までは公社買戻し案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

続きまして、議案第4号の所有権の移転の9号から22号と、利用権の設定の1号から12号につきましては、調整に当たられた委員の説明を求めます。所有権の移転の9号につきましては、18番岸本委員に、同じく10号と11号、13号と14号、利用権の設定の3号と4号につきましては、2番大

内委員に、所有権の移転の１２号につきましては、１９番佐々木委員に、同じく所有権の移転の１５号から２２号までと、利用権の設定の５号から１０号につきましては、１２番石田委員に、利用権の設定の１号と２号につきましては、１３番竹花委員に、同じく、利用権の設定の１１号と１２号につきましては、９番菅野委員にお願いします。

それでははじめに、所有権の移転の９号につきまして、１８番岸本委員お願いします。

○１８番 岸本委員

はい、説明いたします。〇〇〇〇からあっせんの申出により、農地売買等事業の貸付けタイプを活用し、公社が買入れる案件となっております。５年間の貸付け期間終了後、近隣農家の〇〇〇〇へ売買することで調整しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の１０号と１１号につきまして、２番大内委員お願いします。

○２番 大内委員

はい、説明いたします。１０号は、〇〇〇〇からあっせんの申出により、公社が買入れる案件となっております。１１号は〇〇〇〇からあっせんの申出により、公社が買入れる案件となっております。売買する農家の調整もしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の１２号につきまして、１９番佐々木委員お願いします。

○１９番 佐々木委員

はい、説明いたします。１２号について、〇〇〇〇のあっせんの申出により、農地売買等事業の貸付けタイプを活用し、公社が買入れる案件となっております。５年間の貸付け終了後、近隣農家の〇〇〇〇へ売買することで調整しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の１３号と１４号につきまして、２番大内委員お願いします。

○２番 大内委員

はい、説明いたします。〇〇〇〇からあっせんの申出があり、１１号では貸付けタイプを活用したのですが、それにのれない農地を即売りタイプで行うものですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の１５号から２２号につきまして、１２番石田委員お願いします。

○１２番 石田委員

はい、説明いたします。１５号と１６号ですが、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ

農地売買等事業の即売りタイプを活用した所有権移転の案件です。17号から22号ですが、〇〇〇〇から〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇へ農地売買等事業の即売りタイプを活用した所有権移転の案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の1号と2号につきまして、13番竹花委員お願いします。

○13番 竹花委員

はい、説明いたします。1号と2号について、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ中間管理事業により10年間賃貸する案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の3号と4号につきまして、2番大内委員お願いします。

○2番 大内委員

はい、説明いたします。〇〇〇〇と〇〇〇〇の案件ではありますが、元は〇〇〇〇と〇〇〇〇の案件でしたが、〇〇〇〇と〇〇〇〇の同じ条件での契約となりましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の5号から10号につきまして、12番石田委員お願いします。

○12番 石田委員

はい、説明いたします。〇〇〇〇から〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇へ農地中間管理事業により、1年間賃貸する案件です。1年ごとの更新案件で、今回は一部貸付け地を三者間で変更しております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の11号と12号につきまして、9番菅野委員お願いします。

○9番 菅野委員

はい、説明いたします。〇〇〇〇から〇〇〇〇へ貸付けていた土地ですが、〇〇〇〇の離農に伴い、〇〇〇〇が農地中間管理事業により10年間賃貸する案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。

それでは議案第4号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第4号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第4号につきまして、原案のとおり要請することに決定します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

◎日程第11 議案第5号

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

日程第11 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第10第4項の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、所在、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。

それでは、議案第5号につきまして、現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

議案第5号につきまして、6番日野委員お願いします。

○6番 日野委員

はい、説明いたします。8月18日に畠山委員、岸本委員、事務局と現地を確認しました。申請地は公簿地目を変更したいというもので、非農地であると判断しています。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。

それでは、議案第5号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、議案第5号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号につきまして、原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第12 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第6号「別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について。別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を次のとおり改正する。

本指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき平成29年7月31日に策定し、北海道及び別海町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の趣旨に則り、長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の任期である3年ごとに検証、見直しを行うこととしています。

前回、令和5年8月31日開催の第3回総会で本指針の改正について議決を受けており、この度、前回の改正から3年となることから、本指針の改正案についてお諮りするものであります。

なお、今回の改正については、各項目における目標の数字を実績に合わせて変更しているものが主な改正内容となっており、また、一部文言の改正を行ったものです。

指針本文の朗読を省略し、お配りしている議案資料で説明させていただきます。

第1の基本的な考え方には変更はありません。

第2の具体的な目標、推進方法及び評価方法については、まずそれぞれの目標の基準日について、毎年5月総会でお諮りしている「農業委員会による最適化活動の点検・評価」の基準日に合わせて7月から4月に、また、現状を令和8年にするとともに、それぞれ3年度、目標の10年後の年についても令和11年、令和18年に改正しています。

1の(1)遊休農地の解消の目標の管内の農地面積については、直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記載していますが、直近公表面積が6万3,200ヘクタールから6万3,300ヘクタールに変更されていたことから、現状から増加している面積としています。

2(1)の管内の農地面積は先ほどと同様の理由で改正しています。現状の集積面積、集積率については5月総会でお諮りした点検評価の数字に合わ

せています。3年後、10年後の集積面積、集積率についてですが、まず、集積面積が農地面積を上回っている理由としましては、農水省の調査数値として公表されている面積が6万3,300ヘクタールですが、本町の農地台帳上の農地面積については6万8,683ヘクタールとなっています。であることから計算上、集積面積が農地面積を上回り、集積率についても100%を超える数字となっているところです。

そして、10年後の目標の集積面積については、先ほどの農地台帳上の農地面積6万8,683ヘクタールの中段に記載しています北海道で示している集積率の目標95%に達する面積として、6万5,248ヘクタールを目標としています。

中段の目標設定の考え方はそれぞれ、年度の変更などの改正となっています。

次に(2)の推進方法について、「地域計画」について町において令和7年3月に作成されており、今後は見直しの作業のみとなることから作成についての文言を削除しています。

また、令和7年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により農地中間管理事業、農地売買等事業などの活用を農業委員会として積極的に促すことになったことから記載のとおり文言を改正しています。

次の3の(1)新規参入の促進目標については、現状の数字については、5月総会でお諮りした点検評価の数字に合わせています。3年後、10年後、10年間の積み上げの数字になりますが、新規参入者の目標人数等については下段の目標設定の考え方に記載のとおり年平均3人としていることから変更はありません。

第3の「地域計画」の目標を達成するための役割の項目については、前回改正時と変更なしとしています。

改正内容については以上となります。

なお、本議案を議決いただいた後には、町ホームページで公表を行うこととしています。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。

この案件につきましては、指針の改正に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第6号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第6号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第6号につきまして、原案のとおり改正することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第3回総会を閉会します。

閉会 午前11時30分